

総務委員長報告

令和7年11月定例会（12月19日）

総務委員長報告をいたします。

今定例会において総務委員会に付託されました議案のうち、既に11月25日及び12月10日に報告いたしましたものを除く審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」など条例案4件、「契約の締結について」の一般事件案など9件、「令和7年度島根県一般会計補正予算（第6号）」など予算案3件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果であります。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、総務部所管の第161号議案「当せん金付証票の発売について」では、委員から、宝くじの販売によって、県にどれだけの収益があり、その収益はどのように生かされているかとの質問がありました。執行部からは、令和6年度の収益は約14億円であり、公共事業等に活用されているとの回答がありました。また、委員から、販売促進の取組状況について質問があり、執行部からはSNSを使った周知に取り組んでおり、今後も様々な機会を活用しながら販売促進に努めていきたいとの回答がありました。

次に、総務部所管の第162号議案から第165号議案、島根県民会館大規模改修に関する「契約の締結について」では、委員から、工期が約2年と長期になるが、近年の物価、人件費の高騰も踏まえた中長期的な視点での検討がなされているかとの質問があり、執行部からは財政見通しや予算編成の過程で適切に対応していくとの回答がありました。

次に請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第27号は、島根県議会において平成25年6月26日に採択された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」及びこれを基にして政府に出された意見書を無効とする決議を求めるものであります。この慰安婦をめぐる一連の問題については、令和5年9月定例会において、政府から改め

て見解を示すことが適当であるとし、国に新たな意見書を提出するなど、県議会としての考え方について一定の整理を行ったところであり、現時点において、この考え方を変更する状況にはないとの理由から、全会一致をもって「不採択」とすべきとの審査結果がありました。

なお、継続審査中の請願については、いずれも結論に至る状況にないことから、引き続き「継続審査」とすべきとの審査結果がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、政策企画局所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「令和7年度島根県政世論調査について」では、委員から、調査結果において県への愛着や誇りがないとする回答が一定数あったことへの認識について質問があり、執行部からは回答を真摯に受け止め、県民に愛着や誇りを持っていただけよう各部局等とも連携し、取組を行っていきたいとの回答がありました。

また、別の委員からは、調査結果を活用し、満足度向上のためどのように施策等に繋げるのか、県民に伝わるよう工夫してほしいとの意見がありました。

次に、総務部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「元知事公舎の状況について」では、委員から、売却に向けた今後の進め方について質問があり、執行部からは周辺住民の生活環境が悪化する事がないような条件を付すことも含め、今後、庁内で協議の場を設け、検討を進めていきたいとの回答がありました。

次に、教育委員会所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「令和6年度生徒指導上の諸課題に関する状況について」では、委員から、不登校児童生徒が増えている中、こうした児童生徒に対して、学びの場を提供することが最も重要であり、人員配置も含め体制を整備してほしいとの意見がありました。

また、別の委員からは、小学校、中学校と同様に高等学校の不登校生徒についても、きめ細かで適切な対応に努めてほしいとの意見がありました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。